10　資格の有効期間
　資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　共同企業体の名称は、「松島（23震災関連）建物等復旧機械工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

　高遊原（23震災関連）整備場新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
　平成23年12月28日
支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　大村　幹彦
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43
１　工事名　高遊原（23震災関連）整備場新設等建築工事
２　工事場所　熊本県上益城郡益城町
３　工事概要　本工事は、以下の工事等を行うものである。
［高遊原分屯地］（熊本県上益城郡益城町）
Ⅰ　工事
ア　整備場新設　延べ面積約5,900㎡
・整備場部分（鉄骨造平屋建て　延べ面積約3,500㎡　スパン約70m）
・サイドショップ部分（鉄筋コンクリート造３階建て　延べ面積約2,400㎡）
イ　消防車庫新設（鉄筋コンクリート平屋建て　延べ面積約300㎡）
ウ　倉庫新設（鉄骨造平屋建て　延べ面積約150㎡）
エ　油脂庫新設（鉄筋コンクリート平屋建て　延べ面積約20㎡）
オ　仮設建物新設（鉄骨造平屋建て　延べ面積約200㎡）
カ　既設建物解体　一式（延べ面積約80㎡～1,600㎡　７棟）
Ⅱ　設計・施工一括発注方式対象部分
・上記アにおける整備場に係る鉄骨架構部分（大扉及びクレーンレールを含む）並びにこれに附帯した、建て方に係る仮設（建方揚重機、足場、敷き鉄板等）、土工事、地業工事基礎工事（腰壁は除く）及び塗装工事
Ⅲ　標準図等活用発注方式による詳細図等作成業務対象部分
・上記アにおける整備場整備場部分に係るⅡを除く部分、上記アにおけるサイドショップ部分、イ、ウ、エ、オ、及びカ
Ⅳ　土質調査業務　一式
・ボーリング調査　φ66㎜　Ｌ＝25m×10本
Ⅴ　計画通知書提出手続業務　一式
工期　平成26年３月31日まで
ただし、整備場新設、消防車庫新設、倉庫新設及び油脂庫新設については平成26年１月31日まで
４　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間：平成23年12月28日から平成24年３月２日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所：〒862―0901 熊本県熊本市東町１－１－11　熊本防衛支局総務課契約審査係　電話096－368－2174　ＦＡＸ096－368－0512
⑶　その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
５　申請書の提出
⑴　提出期間：平成23年12月28日から平成24年１月17日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。金曜日は午後６時まで。
　ただし、正午から午後１時までの間を除く。
　なお、平成24年１月17日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。
⑵　提出場所：上記４⑵に同じ。
⑶　提出方法：申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記６⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月28日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他：申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
　申請書は、平成24年１月17日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員（代表者又は代表者以外）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
ア　平成８年度以降に、元請として、鉄骨造で、スパン50m以上の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。
　また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
７　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
　なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイにします構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。